

1. 許認可の審査プロセスの見直し等について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫業界）

- 金融庁においてはこれまで、業務プロセスの効率化や透明化等の観点から、許認可の審査プロセスの見直しや必要性の低下した調査の廃止等を進めてきている。具体的な取組状況については、これまで二回（平成 28 年 12 月 13 日、29 年 7 月 7 日）公表しているが、その後の取組状況を先日（5 月 10 日）公表した。

- 一つ目は、許認可の審査プロセスの効率化等である。
これについては、平成 28 事務年度より、「事前相談段階のものを含めた審査案件のリスト化^(注)」、「審査状況の上司等との共有」のほか、「登録審査時に議論すべきテーマ（例. 重要な態勢整備の内容）や今後の見通し等（例. 審査の具体的な手続き、審査完了までの平均的な期間）について申請者と認識共有」といった取組みを進めてきた。
（注）金融庁・財務局あわせて 600 件弱（平成 29 年 12 月末時点）。

- 平成 29 事務年度の金融行政方針では、許認可の審査プロセスの効率化・迅速化等を一層進めることとなっている。これを受けて、審査関係部局の審査態勢等に即して、審査の難度に応じた対応を新たに開始している。例えば、
 - ・ 相談の初期段階でのやり取りの結果等を踏まえ、審査の難度が高くないと認められる事案について、深度をもって審査する範囲を限定することなどにより、審査期間の短縮を図ったり、
 - ・ 審査実績が少ないなどの理由で審査の難度が高いと認められる事案については、例えば、財務局の審査プロセスに対し金融庁が早期に関与することなどにより、審査期間が必要以上に延びないようにしたりしている。

- 二つ目は、必要性の低下した調査の廃止等である。
これについては、昨事務年度より取組みを進めているが、今回は、調査の廃止を 8 件、報告頻度の引下げを 2 件、報告内容の簡素化を 1 件、

実施している。例えば、

- ・「金融円滑化法の期限到来後も報告を求めてきたもの（経営改善支援実施先数等を記載した「円滑化法に基づく条件変更先の現状）」、
 - ・「リーマンショック以降にデリバティブ取引に係る苦情相談が増加したことなどをを受けて報告を求めてきたもの（中小企業向け為替デリバティブ取引のフォローアップ状況）」について、
- これまで報告頻度を段階的に引き下げたうえで、問題ないものと判断して、今回、報告を廃止することとした。

- このほか、新規免許・登録等に関する具体的事例をまとめている。
これについては、審査プロセスをより具体的にイメージできるようにするために、従来から事例毎に、審査が具体的にどのような手続き等をもって進められ、どのような理由で効率的に進められたかなどを示しているが、今回、事例を追記したものである。
- なお、これらの公表内容のうち、海外の金融機関等にとり有益となる部分については、そのポイントを英訳し公表している（6月4日）。
- 金融庁としては、今後も継続的・定期的に日々の業務、基本動作を洗い出し、業務プロセスを点検して業務を見直すことにより、業務の効率性・透明性の向上に努めたいと考えている。許認可の審査プロセスや調査等に関し意見があれば、引き続き積極的に寄せてほしい。

2. マネロン・テロ資金供与対策について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫業界）

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、FATF 審査への対応も見据え、具体的な改善策を速やかに講じることが必要不可欠である。
- こうした観点からは、3月末に要請した「チェックシート」に沿った対応を実施してもらうほか、当庁がマネロン・テロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにする観点から本年2月に策定した「ガイドライン」の記載と、各金融機関における現状の差異（ギャップ）を分析し、

講じるべき具体的対応とアクションを明らかにしてもらう必要があると考えている。このため、各金融機関に対し、「ガイドライン」と現状とのギャップ分析を実施し報告するよう求めた。

- ギャップ分析を実施するに当たっては、各金融機関において「ガイドライン」の適用のあり方を具体的に想定することが必要である。その上で、いつまでに、どの部門がいかなる人員を要して対応を行うか、経営陣のリーダーシップの下、アクションプランを作成することが必要である。当庁への提出に当たっても、経営陣が策定に向けた議論に参画し、了承を与えた計画を報告してもらいたい。
- また、先に申し上げた具体的な改善策を講じる上では、マネロン・テロ資金供与対策の共同化等を進めることも有効な手段の1つであると考えている。業務プロセスの共同化等については、共同化の範囲や、個人情報との適切な管理との両立等の様々な論点が存在するが、顧客情報の確認・収集、情報のデータ化、取引のモニタリング・フィルタリングや、収集した新規顧客の情報検索等のプロセスを金融機関間で共通して実施することが出来れば、業界全体の効率化や、小規模金融機関が先端システム等を利用することによる対策の高度化につながるものと考えられる。
- 4月23日には、マネロン・テロ資金供与対策について本邦の官民が連携して意見交換・情報連携すること等を目的とした「マネロン対応高度化官民連絡会」が発足し、第1回会合が開催された。今後、FATF 審査までに残された期間も短くなる中で、更に連携を強化し、わが国全体としての取組みを推進していく必要があると考えており、本連絡会等の場で、積極的に議論・情報交換に参画・貢献してもらいたい。

3. 口座売買に関する注意喚起について（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫業界）

- 口座売買については、その口座が、振り込め詐欺やインターネットバンキングの不正送金の受皿口座として悪用されるおそれがある。警察当局においても、特殊詐欺を助長する犯罪として捜査を強化しており、検挙件数も近年増加傾向にある。

- 報道によれば、外国人留学生や技能実習生が、生活費や帰国前の小遣い稼ぎを目的に、SNSや口コミを通じて口座売買する手口が増加している模様。平成29年のインターネットバンキングにおける不正送金の一次送金先口座名義人の国籍は、ベトナムが約59%、中国が約19%、日本が約11%となっており、外国人が約9割を占める状況。
- 各金融機関においては、これまでも、ホームページやポスター掲示などを通じて口座売買に係る注意喚起を行っているものと承知しているが、昨今の口座売買の実態等も踏まえ、口座開設時の本人確認の徹底は当然として、例えば、外国人留学生等が口座売却額を吊り上げるために、帰国直前に送金限度額を引き上げようとするなど不審な点があれば声掛けするなど、今後とも機会を捉えて未然防止に努めてもらいたい。

4. サービス等生産性向上 IT 導入支援事業および生産性向上の推進について（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会）

- 今般、新しい経済政策パッケージにおいて中小企業の生産性向上のため「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」（500億円、対象約13万社）が29年度補正予算で導入された。
- 支援ノウハウや成功事例等の情報共有を展開する「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」にも金融業界を含む各業界団体が参画している。
- 百十四銀行、高松信用金庫等を中心に、「うどん県 IT 活用推進コンソーシアム」を設立し、IT導入のアドバイスや導入後のサポート等を行う体制を地域で構築する事例も出てきている。地域金融機関を中心に、本事業の活用を含め、地域の中小企業の生産性向上を牽引してもらいたい。

5. 成年後見における預金管理について（全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、労働金庫業界）

- 成年被後見人の財産保護のための取組みとして、これまでも、後見制度支援信託が利用されてきた。しかし、信託銀行は、店舗が少ないうえ、都市部に偏在しているため使いにくいという課題があった。また、被後見人は、かつて判断能力があったときには、自己の希望する金融機関を選択して預金取引を行っていたのであり、そうした被後見人の判断を尊重する必要があるとの声もあった。
- このため、被後見人の地元の金融機関で預金口座を使って後見制度支援信託と同様の取組みを行える仕組みを作る必要性が高まっていた。昨年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においても、金融機関の積極的な検討に期待することが盛り込まれていた。
- これを受けて、昨年6月から本年3月まで計9回にわたり、関係金融団体と、当庁を含む関係省庁で勉強会が開催された。金融機関からは、導入する預金商品の仕組みによっては、システムの新たな開発・修正のための負担が過大であり、慎重な検討が必要との声もあった。こうした声も踏まえ、勉強会においては、各金融機関にとって導入が比較的容易と思われるモデルスキームの提示がされ、先般、報告書が取りまとめられている。
- 一方で、一部の信用金庫・信用組合では、この報告書の取りまとめに先立ち、昨年からは後見制度支援信託と同様の役割を果たす預金商品の取扱いを開始しており、今後も拡大予定であると承知している。引き続き、各金融機関においては、顧客のニーズを汲み取りながら、積極的な対応を行っていくことを期待している。
- また、サービスは、用意するだけでなく、実際に使ってもらうことが重要。そのためには、高齢者やその関係者に対する周知が必要であり、利用者への周知の観点からも、各金融機関には知恵を絞ってもらいたい。

6. 成年年齢引下げに伴う与信審査について（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界）

- 今国会において、成年年齢の引下げ等を内容とする民法の一部を改

正する法律案が提出された。

本法律案は、公職選挙法の選挙権年齢が18歳に引き下げられたこと等の社会・経済情勢の変化への対応を図るため、民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とするものである。

- 4月16日、成年年齢の引下げ時の消費者被害の拡大防止等のための環境整備に向けて、省庁横断的に検討し、施策の進捗管理を行うための会議体（「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」）が設置された。同会議では、若年者に対する貸金業者等による与信審査についても個別テーマとして議論していくこととしている。
- 銀行業界に必要とされる対応については、今後議論していきたいが、まずは、成年年齢の引下げに向けて、各金融機関が、銀行カードローン等の消費者向け貸付けを行う場合にも、全国銀行協会の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」のとおり、改正貸金業法の趣旨を踏まえた広告等の実施や返済能力の確認等、審査態勢の整備をより一層徹底してほしい。
- その上で、一般的に若年者の顧客は、金融商品の取引経験が乏しく、収入が少ないケースが多いと考えられる。したがって、若年者に対する与信の提供に際しては、最低限の取組みとして、例えば、
 - ・ 対面での契約説明時や電話による在籍確認等の場面を活用し、契約内容についてより丁寧な説明を行うこと
 - ・ 極度額の上限を設定すること等により、過剰な貸入れとならないよう配慮すること等の対応により、引き続き健全な消費者金融市場の形成に資するよう、努めてもらいたい。

7. 業務継続態勢の整備について（全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会）

- 昨年度に引き続き今年度も全預金取扱金融機関を対象に、BCPに関するアンケートを実施した。
信用金庫・信用組合においては、
 - ・ 昨年度と比べ、BCPの未策定先及び訓練の未実施先が減少したほか、

これらの未策定・未実施先についても早期に実施予定であるなど、改善が進んだことを確認している。

- ・ 一方で、本店（対策本部）が耐震化基準を満たしておらず、対策本部の代替設置場所を定めていない先があり、一部改善の目途が立っていない先も認められた。
- BCPにおいて、災害発生時に、組織全体を統括する対策本部の下、早期に被害の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう態勢を整備しておくことは重要であり、地域顧客のニーズに迅速に応えることに繋がるものと考えます。
- 各金融機関においては、BCPの策定及び訓練を早期に実施し、PDCAを回すことでBCPの実効性の確保・向上に取り組んでもらうとともに、対策本部の代替設置場所については、本店が使用不可となった場合の業務継続への影響を経営陣が十分に認識した上で、早期の決定に向けた取組みを進めてもらいたい。
- また、貴協会においても、BCPの策定支援を含め、各金融機関の取組みをフォローしてもらうとともに、金融機関の規模・事情に応じて、業界として協力し支援する取組みを引き続き進めてもらいたい。

（以上）